災害時におけるドローンを活用した応援業務等に関する協定書

三条市(以下「甲」という。)と株式会社島田技建(以下「乙」という。)は、災害時に おけるドローンを活用した応援業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、三条市において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、乙が甲の要請に基づき実施するドローンを活用した応援業務等(以下「業務」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害時に行う応急対策において、必要があると認めるときは、乙に対して 業務の実施を要請するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を 交付するものとする。

(要請事項に対する措置)

- 第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として、甲の指示に基づき、次の各号に掲げる事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。
 - (1) 航空映像及び画像情報の収集による被災状況の調査
 - (2) 収集したデータ情報の処理、加工
 - (3) 支援物資などの搬送
 - (4) その他、甲が必要と認める事項

(情報交換)

第4条 甲及び乙は、平時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者をそれ ぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知する。また、これらの事項を変 更するときは、直ちに相手方に通知する。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平時から情報の交換を行うとともに、 相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。

(費用負担)

第6条 乙が業務の実施に要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、第3条の措置により収集した映像及び画像等のデータに関する著作権は、 甲へ成果品として提供する際に無償譲渡する。

(事故発生時の責任)

第8条 乙は、本協定の運用に当たり、業務に従事した者の事故及びトラブルが発生した場合は、原則、乙の責任において対処するものとする。また、発生状況について、速やかに甲へ連絡するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、 その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年5月20日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号 三条市 代表者 三条市長 滝 沢 亮

乙 新潟県三条市南四日町1丁目8番18号 株式会社島田技建 代表取締役社長 高 取 和 由